

## 財務委員会議録 第二十一号

(三二六)

平成二十四年八月二十九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 海江田万里君

同日

三谷 光男君  
若泉 征三君磯谷香代子君  
花咲 宏基君

同日

辞任

磯谷香代子君

仁木 博文君  
花咲 宏基君五十嵐文彦君  
中屋 大介君

同日

補欠選任

三谷 光男君  
五十嵐文彦君  
中屋 大介君

同日

補欠選任

若泉 征三君

自由民主党・無所属の会所属委員の出席が得られません。万やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、参議院送付、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣松下忠洋君。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

ありがとうございました。

○海江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しを行うこととしております。

○松下国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

○海江田委員長 この際、お諮りいたします。

制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイ

○海江田委員長 本日は、かなり長い間成長戦略として議論を続けてまいりました総合的な取引所の実現に向けた制度整備ということで、やつとここまで来たのかなと。しかも、参議院では既に可決をされたとい

ります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

○海江田委員長 これより質疑に入ります。

制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイ

○海江田委員長 皆様、おはようございます。民主

ダーティ取引規制の見直しを行うこととしておりま

○海江田委員長 皆様、おはようございます。民主

党の網屋信介でございます。

○海江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイ

○海江田委員長 皆様、おはようございます。民主

ダーティ取引規制の見直しを行うこととしておりま

○海江田委員長 皆様、おはようございます。民主

党の網屋信介でございます。

○海江田委員長 本日は、かなり長い間成長戦略として議論を続けてまいりました総合的な取引所の実現に向けた制度整備ということで、やつとここまで来たのかなと。しかも、参議院では既に可決をされたとい

うことでござりますので、ここまで来たことについて、自分自身も最初のところでかかわってきた

○海江田委員長 皆様、おはようございます。民主

制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイ

○海江田委員長 本日は、かなり長い間成長戦略として議論を続けてまいりました総合的な取引所の実現に向けた制度整備ということで、やつとここまで来たのかなと。しかも、参議院では既に可決をされたとい

うことでござりますので、ここまで来たことについて、自分自身も最初のところでかかわってきた

一

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 讓君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

○海江田委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、自由民主党・無所属の会所属委員に対し、出席を要請いたしましたが、出席が得られませんでした。再度理事をして出席を要請いたせますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○海江田委員長 速記を起こしてください。

理事をして再度出席を要請いたさせましたが、

平成二十四年八月二十九日(水曜日)	午前九時開議
出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 讓君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 讓君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 讓君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 讓君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 让君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 让君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 让君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君
理事	網屋 信介君 糸川 正晃君 豊田潤多郎君 磯谷香代子君
理事	泉 健太君 岸本 周平君 竹内 让君 江端 貴子君
大串 博志君 小山 展弘君 中塙 一宏君 中屋 大介君 花咲 宏基君 古本伸一郎君 森本 和義君 菅川 洋君 齊藤 鉄夫君 木内 孝胤君	岡田 康裕君 近藤 和也君 中林美恵子君 仁木 博文君 藤田 憲彦君 三村 和也君 大谷 啓君 玉城デニー君 佐々木憲昭君 田中 康夫君
農林水産副大臣 内閣府副大臣 内閣府大臣政務官 (金融庁企画局長) 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官)	松下 忠洋君 中塙 一宏君 佐々木隆博君 森本 学君 大串 博志君
農林水産専門員 財務金融委員会専門員 委員の異動 八月二十九日 辞任	北村 治則君
五十嵐文彦君 仁木 博文君	

出席委員	三谷 光男君 磯谷香代子君 花咲 宏基君




<tbl\_r cells="2" ix

そもそも、この総合的な取引所の実現に向けた制度整備というのは、政府の新成長戦略や日本再生の基本戦略に基づいて、証券、金融、商品を横断的に括して取り扱う総合的な取引所をつくつていこうじゃないか。それをやることによつて、投資家や業者その他の利用者の利便性を第一とし、多様な品ぞろえ等の機能をそろえることによつてアジアのマーケットを目指していくことを理解をしております。

形の上では、当初の考え方とちょっと変わり、ホールディングカンパニーという形で、証券の現物の取引所とデリバティブを二つに分けるという形になつたわけでござりますが、特に今回のデリバティブの商品の一括的な取り扱いということでござりますが、デリバティブ取引の対象となるいわゆる金融商品などを今まで定義するのかということについて、まず御説明いただければと思いま

○森本政府参考人 お答えいたします。

現行の金融商品取引法のデリバティブ取引には、通貨を原資産といたしますFX取引、株価指数を参考指標といたします株価指数先物取引などがござります。

今回の法案におきましては、この金融商品取引法上のデリバティブ取引の対象に、商品先物取引法で規定いたします商品のうち米等を除く商品を追加するということを予定しております。

具体的な商品といたしましては、現在、実際に商品取引所で取引が行われております、例えば金でありますとか大豆といったもの等々が想定されておるところでござります。

○網屋委員 今お話しのとおり、先物やいわゆるデリバティブに関するもの、総合的に一つのところで取引を行うということだと思いますが、今御説明の中になりました米等の特別な商品については除くということが出ましたけれども、この米等の特別な商品を除く理由というのは、なぜそこだけを除くのか、また、その米等の等というのは

何を指すのかということについて御質問したいと

思います。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。

今回の取引所の改正に当たつて、今委員から御指摘がありました、新成長戦略あるいは日本再生の基本戦略にのつて、我々も一緒に論議をさせていただいてまいりました。

今、米については、我が国にとって特別な主食である

ということが一つと、それから今、米について

は、商品先物取引法に基づく試験上場中でございま

す。引き続き、その動向、推移というのはしつかり見きわめて判断をしていただきたい。当面、総合取引所で取り扱うことはなじまないということから、除外をさせていただいたところであります。

また、その等についてですが、総合取引所構想については、三省庁で名実を備えた総合取引の実現に向けて協力するということが前提であ

りますので、そのことはしっかりと念頭に置いて、

例外品目というもののについては、特別な主食である米並みの扱いをするほどのものがほかにあるか

という視点から吟味をし、関係者の意見を十分聞いた上で、三省庁で協議した上で決定していきた

いというふうに考えておるところでござります。

○網屋委員 ということは、米以外にも除外にな

るものはない結構出てくる可能性があるという理解であります。

よろしいんでしようか。

○佐々木副大臣 先ほど申し上げましたが、特別

な主食である米に、それ並みの扱いをするほどの

ものがあるかどうかということについては、十分

に吟味をしなければいけない、あるいは

協議をしつかりしなければいけない、あるいは

関係者のニーズというものを聞いていかなきやい

けないというふうに思つておりますので、十分に

吟味をさせていただきたいというふうに思つてお

ります。

○網屋委員 私は、この米等を除くというやり方は余りいいやり方じゃないんだと思っています、

正直言いまして。

実を言いますと、この総合取引所の形で取引されるものと穀物なりなんなりで取引されるもの、

実質的にどこが違うか。どこも違わないんですね。試験上場というのはあります。では、試験上

場の期間が終わつて本上場になつたらこっちに入れるんですか、いや、それはまだわからないとい

うことだと思うんですよ。

本来であれば、せっかくこうやってみんなが協力をして一つの取引所をつくるうというのであれ

ば、基本的には、例外なく、やはり同じところ

で。これは何を主体にやつているかというと、実は、取引をする側の利便性ではなくて、投資をす

る側の利便性のためにやついるわけで、そういう意味では、今の段階で、米がここに入る入らな

いという議論をやつても答えは出ないんですけれども、やはり方向性としては一つのもので全部

やつていく。

主食であるからほかのところでやるんだといつても、実は、ほかのところでやつっていても別に投

資家は入れるわけです。ここだけ、例えば決済の仕方をこれだけ変えちゃうなんというと、逆に言えば、米の取引はどんどん減つっていく可能性があるわけです。本来であれば、やはり一つの取引所の中でも、同じ土俵で、これから質問しますけれども、同じ税制、それからいわゆる担保の共有化、いろいろなものを行うことによって、むしろ本来は、米も含める、そういうものの取引はふえていくというのが考え方。そうでないと、ほかのものを入れるという趣旨に実は合致しないと私は思っています。

ですから、お答えをいたぐことはないですか

れども、総合的な取引所をつくつてアジアのメー

ンマーケットを目指す、そしてまた投資家さんが利便性を持つて取引できる形を整えていくのです

とすれば、実は、一物二価的なやり方ではなくて、一つの取引所でまとめてやることが本来のあ

るべき姿だと私は思つています。

ただ、米については今試験上場中であるという

こともあり、この試験上場が終わった段階で、ぜひともそれについては検討していただき、余計な

何とか取引所を幾つも幾つも残すようなことをし

た。私自身も経済産業省の副大臣としてこの問題

にもう二年以上携わつてやつてまいりましたけれ

ども、官序のいろいろな言い分といいますか主張

した。

そういう中で、当初の目的でありますように、

総合的な取引所等に対しても元的に監督をしてい

くんだというその姿は見えないでどこまでしつか

りとやつていてけるかということを議論いたしました。



す

今回の法案の中で、総合的な取引所の実現に向けた制度整備が行われるという内容になつております。これは、やはり国際的な競争力を強化していくという中で、国内においてこれだけ力を分散している場合ではないと思つておりますし、もつと早くできなかつたのかという気持ちを持つております。

りませんので、できるだけ早くこの法案を通していただき、そして投資環境、投資インフラとなる部分でありますから、取引所の総合化というか統合というものをしっかりと進めた上で、競争力強化へ尽力していただきたいと思っております。

その中で、これはなかなか前に進まなかつた部分ではないかと思いますけれども、規制監督をする省庁が今まででは金融庁、経済産業省、農林水産省と、商品取引に関してはこの三つの省庁が関係しております。今回、これを、一元的に規制監督を行うということになりましたけれども、どのような部分でまずは一元化されるのでしようか、その点について教えてください。

うことについてであります。金融庁が一元的に監督を行うことが大前提であります。それに加えまして、先ほど大臣も御答弁をされました。商品の生産、流通に対する悪影響の発生の防止を図るという点から、商品所管大臣との間で事前協議や同意、措置要求等の規定があるということになりますが、これら全て、行政内部のことでありまして、そういう意味で、総合的な取引所でありますとか、あるいはその取引所で取引を行う業者の側からすれば、監督権限を行使する主体というのは、金融庁に一元化をされているということです。

○菅川委員 そうなりますと、今までには、例えば商品取引を行っている業者の方にとつてみますと、

と、監督省庁からの検査というものがあるわけであります。金融庁は金融庁が検査を行い、経済産業省は経済産業省で検査に入る、農林水産省は農林水産省で検査に入るということで、年に何回か各省庁から検査に入られるというようなことがあります。そういうお話を伺ったことがあります。経営者側からしますと、それだけチェックに入ってくれるということは、自分のところの社員がきちっと仕事をしているかどうかを逆に官庁がチェックしてくれるから非常に経営が楽だというような経営者の声もありました。

ただ、そうはいいましても、検査を受けるということになりますと、日常の業務をやりながらも検査に入られるわけですから、同じような検査をそれぞれ別の省庁が行うということになりますと、業者の方にしてみますと、対応する人員をそろえなければいけないということになつてまいりますし、また、過去の資料をいろいろなところから探し出して、そして提示し、説明をしなければならないというような間接業務に非常にコストがかかつてくることになつてまいります。

そうすると、このコストがかかった部分は、これは必ず手数料に上乗せをされて利用者に請求をされるわけでありますから、その管理コストが上がる分、結局、日本の中でこうした投資をしようという人に対してコストを押しつける、逆に言いますと、海外と比べますと、そういうたコストが高くなつて逆に利用者からすると利便性が下がるというようなことがあると聞いております。

その中で、今回一元化された場合に、業者に対する検査というものが今後どのようにいくのか、その点を御説明ください。

○中塚副大臣 先ほども申し上げましたとおり、この総合的な取引所において取引を行う方、業者の方からすれば、監督権限を行使する主体というのは金融庁であります。ですので、総合的な取引所のみで取引を行う業者の方は、いろいろな役所から検査を受けなければならないということにはなりません。

たが、この総合的な取引所に加えて他の商品取引所で取引行われるような方については、それぞれの制度を所管する省庁の検査が行われることになるわけなのであります。どの取引所でどういった商品を売買されるかというの

われることが多くあると思つています。  
そんな中で、東証のシステムが、二月、八月と  
売買システムの障害がありまして、金融庁もこれ  
に対しまして業務改善命令をお出しになられたと  
思つております。

は、これにまさに経営半蔵であります。いずれにいたしましても、今回お願いをしておられます総合的な取引所ということにつきましては、一元化をすることで、利用者の利便の向上ということはももちろんであります。が、参加をいただく業者の皆さんにとりましても利便性が向上するもの、そういうふうに考えております。

○菅川委員 確認ですが、そうしますと、総合的な取引所でのみ行う場合は金融庁からだけということになるんでしょうか。

○森本政府参考人 お答えいたします。

○菅川委員 今回は、そういう意味では一歩前進ではないかと思う内容であります。やはり総合的に商品取引全て含めた上で取引所の統合というのもぜひとも推進していただき、事業者の負担が減ることが利用者の利便性向上につながる。利用者の利便性向上につながるということは、マーケットそのものがやはり活発に取引が行なわれる、これがまた、競争の活性化につながる。したがって、この点で、私は賛成です。

われるということにつながると思っておりますので、ぜひともそういった取り組みも今後していくべきだときたいと思っております。

次に、総合的な取引所をつくっていく場合に、やはり私が心配になるのは、システムの問題であります。使いやすい、利便性が上がりますと、そうなりますと、取引が今まで以上にふえて

いく可能性というものは非常に大きくなるので、では  
ないかと思つております。

ただ、最近では、さまざまなプログラムを使いまして投資家の方が特定の指標または特定のさまざまな価格を、これを数値をもつて自動的にシステムにおいて売買を行うというようなプログラムを組んで取引を行うと、壱買注文が大量に、しかも非常に速いスピードで行

思つております。  
そんな中で、東証のシステムが、二月、八月と  
売買システムの障害がありまして、金融庁もこれ  
に対しまして業務改善命令をお出しになられたと  
思つております。  
システムを何とかしろということで事後的に業  
務改善命令を出すということは当然必要なことで  
はあると思つておりますけれども、ただ、それ  
よつて売買の機会を失われる利用者の方がいらつ  
しゃるわけですから、システムというものは非常  
に重要な位置を占めますので、これを今後、事前  
に防止をするような方策ということが考えられな  
いのかどうか。現在金融庁で検討している内容に  
ついて、説明できましたら、御説明をお願いしま  
す。  
○森本政府参考人　お答えいたします。  
最近、取引所のシステムが高速化いたしておりま  
して、また投資家のプログラム取引等々がふえま  
ております。こうした事態もございまして、取引  
所のシステムが不安定化しているのではないかと  
いう点に対しましては、現在、金融庁といたしま  
しては、東証に対しまして、業務改善命令といた  
しまして、第三者のチェックをきちっと受けるよ  
うに、それに基づいた業務の改善について報告を  
するよう求めているところでございます。  
また、先生の御指摘に含まれると思いますが、  
システムそのものは正常に作動しております  
も、例えば、投資家のプログラム取引の異常によ  
りまして価格が急激に変化する、あるいは誤発注  
が発生するといった問題も国際的に指摘されてお  
るところでございます。  
こうした点に対しましては、取引所におきま  
で、急速な価格変化が起きた場合に売買注文を成  
立させずに気配を表示する仕組みや、あるいは、  
異常に大口な注文が出た場合に売買の成立を留保  
する等の措置を最近強化しております。先生御指  
摘のようだ、取引システムの高速化あるいは投  
資家のプログラム取引によりましてマーケットに  
不測の影響が出ないようといった対策に取り組  
んでおります。

んでおるところでございます。

○菅川委員 今説明していただきました。二つの観点からだつたとりますけれども、システムそのものに対する話と、さらには、投資家、特に多くプロの投資家だと思しますけれども、この方々が行う取引の中でもマーケットがゆがめられてしまうものに対する管理監督というような話であると思ひます。

まずは、やはりシステムがきちっと動くということが私は大事だと思つております。その中で、も、今、東証に対する業務改善命令という中で、第三者のチェックを受けるようになつてお話をありましたけれども、受けた後、やはりこれからもしっかりと安定して取引が行えるように、システムがどうなつてゐるのか、ぜひとも金融庁の中でも今後そういうチェックを強化していただきたいと思つております。

いずれにいたしましても、総合的な取引所、また、それをつくることによつて日本の中での投資というものが活発に行われるよう、これからもこういつた中身を不斷に見直ししていくいただきまして、そして、最終的には、やはり利便性が上がるということがそういう環境を整えるといふ考え方から、いろいろな環境を整備していくつたまきたいと思います。

そして、あと、この法案の中にはありますインサイダー取引の話に移らせていただきたいと思っております。

インサイダー取引規制の見直しがこの中に入つておりますけれども、この見直しは、どちらかといふと規制緩和をする側ではないかと思つております。企業の組織再編を行ひやすくする内容として、今まで厳しく取り締まつていた部分を少し緩和しようという中身になつてゐると思つております。

企業の組織再編というものは、やはり機動的に行なうことが今必要でありまして、日本の中ではなかなか形というか、変えることに対するさまざまな規制が多くありますので、こういつた見直しは

賛成であります。

ただ、その一方で、先日来ありますように、増資インサイダーの問題があります。今までの、関係者だけではなく、外部の関係者によりまして不正が行われるといったようなケースも出てきています。経営の自由度を増していく、その一方で、これは特に、情報が少ないと言わわれています一般の投資家の方にも公正なルールを用いていくことが必要であると思つてゐるんですけれども、こういった外部の関係者の方々に対する範囲の見直しだとか罰則のあり方の見直し、こういつたものについて、現状、どのようにお考えになられてるか、お聞かせください。

○松下国務大臣 最近、公募増資に関連したインサイダー取引等が頻発いたしました。これらを踏まえまして、七月四日でございますけれども、金融審議会に対しまして、情報伝達行為への対応とインサイダー取引規制の見直しについて諮問を行いました。

諮問の内容は、「我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。」ということで、全体的にしっかりと見直してほしいという要請をいたしました。

現在、それに基づいて、情報漏えい自体を規制対象とするなど、それから、これは現行のインサイダー取引規制とは性格の異なるものとなるわけですから、いざれにしましても、情報漏えい者に対して、どのような場合に、どのような者や行為について、どのような対応をなし得るのかと、いう検討も行っていく必要があるということで、今鋭意検討してもらつてあるということでございまます。

○菅川委員 今の大臣のお話の中にもありましたが、情報の漏えいのあり方というものの、企業実態が、しっかりとつかんでいくことが大切な部分であります。

○齊藤(鉄)委員 大変明確な御答弁で、二重行政

問に入らせていただきます。

○海江田委員長 次に、齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫です。早速質

問に入らせていただきます。

経新聞の表現を読みますと、「三省庁が権限の一元化で足並みをそろえるのも難しく、持ち株会社方式で実現を急ぐのが現実的と判断している。」これでは権限の一元化というのは全くないわけでございまして、ここをどう乗り越えるかということが一番のポイントだらうと思います。

きようは、そういう意味で、経産省、農水省の方にも来ていただきました。それぞれ、金融担当大臣、それから経産省、農水省から、その決意のほどについてお伺いしたいと思います。

○松下国務大臣 私も、経済産業省の副大臣としてこの問題に二年以上かかわってまいりました。

今御指摘のように、金融庁、農林水産省そして経済産業省、それぞれ自分のものを持っておりまです。その中で、それぞれ激しい自分たちの主張もございました。そして、やはりいろいろなものを守りたいというものもあつたんだと思います。

これはもう長い二年間の議論の中で十分議論し尽くしたわけでございますけれども、その上で、やはり、世界が激しく動いている、そして、この小さな列島の中でも同じようなものが幾つもあるという、その非常に利便性を欠くやり方、そこをもう少し広く、大きなものにして、アジアに向かって、世界に向かつてしつかり発信していくものをつくりなきやいかぬという共通の認識を、しっかりと議論する中でつくってきたと思っています。

そういう中で、とにかく金融庁にまず一元化して、そのもとでしつかりと進めていく。そして、いろいろな商品を扱っているものがありますので、先ほど言いましたように、先物取引のいろいろなことの悪影響も十分想定される、実態としてそういうこともありましたので、そこは、その分野についての人たちのいろいろな指導も必要だということで、一元化をした上で、そういう人たちの意見も聞きながら、しつかり調整していくことが必要だということでまとめました。

ですから、前回の轍を踏まないように方向性はしっかりとつくり上げたと思ってますが、これから、それぞれの省庁のいろいろな自分たちの主張

が主張だけに終わらないように、一つの方向にまとまるよう努力していくことは、協議会をつくつてしまつかり実務的にまとめていきたいと考えています。

○豊永政府参考人 お答えさせていただきます。

重要な産業インフラであります商品先物取引所にとりまして、規制監督権の一元化のみならず、システム関係その他の運営コストの軽減や、投資家もしくは委託者と言われております投資家の方々の利便の観点から、総合取引所は有力な方策だと考えております。

既に、ことし二月にまとめられました三省の合意に基づきまして、取引所その他関係事業者に総合的な取引所実現のための協力を要請してまいります。経済産業省としましては、引き続きこうした要請を含め、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。

取引所の再編というのと、国際的にも国内的にも状況が進展していく中で、大変重要な産業インフラであるというふうに認識をしておりますし、総合的な取引所を実現するということとは、共通認識に立たせていただいているところであります。先ほども質問がございましたが、昨年から米の先物取引の試験上場をさせていただいておりますので、そういう推移もしつかり見きわめていた

いというふうに思っておりますし、さらにまた、総合取引所実現のために関係取引所に働きかけていく決意に変わりはございません。

○松下国務大臣 斎藤先生には、今回の法案成立につきまして大変御尽力いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げ、感謝を申し上げております。

今御指摘ありましたように……(発言する者あり)これからお話をありましたけれども、法案提出に付き努力をさせていただく決意でござります。

○斎藤(鉄)委員 金融庁、農水省、経産省、それぞれ決意がありました。金融、証券取引、そして商品取引、今、日本のシェアがどんどんどんどん落ちているんですね。ほかの、ヨーロッパ、アメリカ、そしてアジアの取引所の規模が年々拡大しているのに、日本だけ落ちている。これは危機的

状況だと思います。省益を争つている場合じやない。ぜひ、国益を考えて、三省庁がよく連携をとつて頑張つていただきたい、そのことをお願い申し上げます。

それから、法案の内容からちょっとずれます

が、郵政民営化担当大臣たる松下大臣に、また金

融担当大臣でもございますが、質問をさせていた

だときたいと思います。

四月二十七日に郵政民営化法の一部改正案が成

立をいたしまして、十月一日に全面施行されて、郵便事業会社と郵便局会社の合併も予定されてお

ります。この合併が進みますと、分社化の弊害と

言われていたものが解消されまして、効率的な経

営や利用者の利便の向上、例えば、郵便の外務員

の方が、おじいちゃん、おばあちゃんから頼まれて郵便貯金を預かっておろしてきてあげる、という

ようなことも可能になつてくるわけでございまし

て、こういうことに対する期待が大きいわけ

でござります。

法律成立後、短期間で合併を進めるということ

から、会社の準備も大変だと思いますが、混乱が

起きて利用者に迷惑をかけるようなことがあってもいけない、こう思います。大臣として、円滑な

合併、それから利用者利便の向上についてどう認

識し、また会社をどう指導されているか、お伺い

をつくりながら対応をしております。

あと、おっしゃいましたように、一定期間ではありますけれども、民営化の厳しい競争の状況

が現場で起こってきておりまして、そういう人た

が姿勢をもう一度取り戻す必要があるということも含めて、郵便の局長さんのところにいろいろ、宅配便のゆうパック等を集荷してもらえないとか、郵便の配達担当員に、配達途上に貯金を預かってもらえないとか、いろいろな不便があつたわけ

です。

そういうものも一括してしつかりと郵便局の方

でやつていくことも含めて、地域のユニバーサルサービスをしつかりやつていくという段

取りも、今、社員教育も含めて進めているところ

でございまして、十月一日に向けて鋭意努力をして

いるということをございます。

○齊藤(鉄)委員 法案の趣旨を体して頑張つて

いただきたい、このように思います。

今回、民主、自民、公明、三党が議員立法を急

いだ理由の一つとして、いわゆる郵政の株式売却凍結法があつたために金融二社の新規業務が一切できなかつたわけでござります。その間、どんど

でございまして、十月一日に向けて鋭意努力をして

いるということをございます。

こういう危機感があつたわけですから、この法律が成立いたしましたために金融二社の新規業務の申請を受けた調査審議

するための考え方を近々まとめるとして聞いておりま

す。今回の見直し法でも、新規業務は、将来的には届け出制というのを目標としていますが、当

面、引き続き認可制ということでござります

の

で、法律施行前でも、認可申請があれば手続を進

めて認可することができます。

もちろん、法律にのつとつた手続や審査はしつかり

やつてもう必要がありま

すけれども、ユニー

バーサルサービス責務をしつかり果たしてもらうため

にも、新規業務ができる限り早期に認めていくことが重要だと私は考えております。

民営化担当大臣として、この金融二社の新規業務について、会社から認可申請はあるのか、また、大臣としてこれをどのような基本方針で積極的に推し進めようとしているのか、その御決意を伺います。

○松下国務大臣 新規業務につきましては、既に金融庁の実務方で、高いレベルで、どういう事業内容であるのか、そして、中長期的に、骨太にどういうビジネスモデルを考えているのかということとも、今実際にヒアリングを始めました。その中で、どういう事業を新しく新規事業として取り込んでいけるのかと、いうことが明確になってくる、そう思っています。

同時に、郵政会社の方では、認可申請に向けて、新規事業の認可申請の準備をしているというふうにも聞いておりますので、できるだけ速やかに認可申請をしていただきたいというような状況をつくつて、そして、郵政民営化法の趣旨にのつとつた審議が行えるように努力していきたいと思つています。

一方では、新しい業務をしつかり遂行していくについて、そういう体制が十分できているのか、他のいろいろな金融機関との競合についてしつかりとした説明ができるのかどうかということも、これはしつかりと審査をしていかなきやいかぬと思つておりますし、この趣旨に従つて、議員立法ですから、そのメッセージがしつかり伝わるようになります。

○斎藤(鉄)委員 大臣は民営化担当大臣であると同時に金融担当大臣で、お一人の中に二つの立場があつて、いろいろ大変難しいお立場であろうと、うことはよく察しておりますけれども、民営化法の一部改正案の趣旨は、やはり、民間企業としてどんどん申請をする、申請してきたものに対し民営化委員会で公平な立場からしつかり議論する、それで、だめなものはだめ、いいものはいい

をするというのは我々の立法の趣旨ではあります。

そういう意味では、どんどん申請を上げさせて、それをしつかり民営化委員会で議論するといふことが大事だと思っております。

大臣 どうぞ。

○松下国務大臣 立法の趣旨は十分踏まえておりまますし、今齊藤委員のおっしゃったことは、共通の土俵に立つております。

その上で、企業価値を高めるために、株を上場した上で、これは東日本大震災の財源に充てるということも党の間で話し合いがなされてきておるわけでござりますから、そういう企業価値を高めるためにも、新規事業についてしつかりとした取り組みをしていくのが大事だと思っていて、そこで一つの形ができ上がっていくというようになります。

○斎藤(鉄)委員 どうもありがとうございました。

終わります。

○佐々木(憲)委員 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

質問に入る前に一言申し上げたいと思うんですが、委員会の運営は、各党が合意をして、その上で進めるべきだと思います。

○森本政府参考人 お答えいたします。

現在、国際的に見ましても、金融、証券、商品の先物取引と申しますのは、大変一体化が進んでおりまして、こうした観点から、今回の法案では、こうした三つの取引を横断的に取り扱えるいわゆる総合的な取引所を実現できるようになりますとともに、取引業者につきましても、総合的な取引所で取引いたします商品デリバティブの取り扱いにつきましては、第一種金融商品取引業に追加いたしておるところでございます。

○佐々木(憲)委員 大臣、そうすると、この法案によりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待していると

いうことですか。

最初に厳しく抗議をしたいと思います。二度どころによって市場が活性化する、そして利用者の利便性が著しく向上するということを含めて、私はこの問題にはしつかりと取り組んできたつもりでございまして、市場の活性化をどうしても図つていかなきやいけない、アジアの中のメイン

めます。

○佐々木(憲)委員 受けとめるだけで、やらないという発言はなかつたので、どうなんですか、その辺は。

それぞが努力をしていただきたいと思いますと同時に、私もそうした事態に至らないよう最大限の努力をすることでございます。

○佐々木(憲)委員 では、法案の内容に入りますが、今度の金商法改正案には、総合的な取引所の実現に向けた制度整備として商品デリバティブ取引を金融商品取引所において取り扱えるようになります。そういう内容が盛り込まれております。つまり、証券会社は、商品先物取引法の規制を受けずに商品デリバティブ取引に参加できるようになります。

なぜ、こういう理解でよろしいですね。

○森本政府参考人 お答えいたします。

現在、国際的に見ましても、金融、証券、商品の先物取引と申しますのは、大変一体化が進んでおりまして、こうした観点から、今回の法案では、こうした三つの取引を横断的に取り扱えるいわゆる総合的な取引所を実現できるようになりますとともに、取引業者につきましても、総合的な取引所で取引いたします商品デリバティブの取り扱いにつきましては、第一種金融商品取引業に追加いたしておるところでございます。

○佐々木(憲)委員 大臣、そうすると、この法案によりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待していると

いうことですか。

○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによって市場が活性化する、そして利用者の利便性が著しく向上するということを含めて、私はこの問題にはしつかりと取り組んできたつもりでございまして、市場の活性化をどうしても

マーケットとしてのメッセージを発し得るような力強いものにしていきたいというのが私たちの希望でございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、現物取引、商品取引と、それから金融の取引と、その壁をできるだけ低くして、お互いにマネーが行き来できる環境を整える、簡単に言うとそういうことだと思うんですね。果たして、それが全体として国民の暮らしあるいは経済にとつてプラスになるのかどうか、これが問題であります。

そこで、大臣に確認しますが、ことしに入りましたところでも、これは東日本大震災の財源に充てるということも党の間で話し合いがなされてきておるわけでござりますから、そういう企業価値を高めるためにも、新規事業についてしつかりとした取り組みをしていくのが大事だと思っていて、そして、おっしゃったように、前さばきをして、そし

てそこにはならないようにしていきたい、これはしっかりと考えていきたいと思っています。

○松下国務大臣 認識はございます。

○佐々木(憲)委員 リーマン・ショック前の二〇〇七年、二〇〇八年に一時価格が高騰しました。そのときよりも高値をつけている。シカゴの大豆先物は今、過去最高を更新しまして、トウモロコシも過去最高値の圏内にある。これはどこに原因があるというふうに大臣は考えておられますか。

○松下国務大臣 さまざまなもの要因はあると思いま

す。干ばつの問題、それから地域によっての作不作のできぎあい、そして人口の爆発的な増加、それにいろいろな食料生産が追いつかないという地域もござりますし、さまざまなもの要因の中でもいろいろ判断がなされているんだ、そう思っています。

○佐々木(憲)委員 それだけでは足りないと私は思うんですね。

七月十一日付の日経新聞では、確かに、作柄の悪化を受けたと、いうことも指摘されていますけれども、投機資金の流入が急増している、米商品先物取引委員会、CFTCが九日に発表した三日時点のファンダムなどの買い越し幅は、大豆が過去最大を更新した、トウモロコシは六月五日時点の約二倍の水準だ、原油などの価格が低迷する中、穀物に資金が集中した、こういうことを穀物商社の代表が証言しているわけです。

つまり、アメリカの干ばつの被害とそれに便乗

八

した投機マネーの流入というのが大きな影響を与えていているというふうに指摘されていますが、大臣はどう認識されていますか。

○松下国務大臣 小説や映画等でも、そういう投機に走る人がいて、そのことでいろいろな流通に大きな不安を残したという事実があることは私も聞いて知ております。

ませんけれども、そういう投機の場になるということに使われるということではなくて、やはり、総合取引所としての大きな使命、産業インフラを整備していくための大きな前進を図つていかなきやいけないということとも含めて、本来の目的に合つたしつかりとした形にしていくように努力しないきやいかぬというふうに思っています。

○佐々木(憲委員) 小説や映画の話じゃないので、これは現実に起こっているんですから。その原因が、投機資金が流入して高騰している、これが事実ですからね。

日に総合的な取引所検討チーム取りまとめというのを作成しまして、これによりますと、金融商品取引所におけるデリバティブ取引の対象となる金融商品の定義から米等の特定商品を除くこととしております。若干先ほども議論がありました。  
なぜ米を除くのか。先ほどの答弁では、特別の主食だからという話でありましたが、特別な主食を除くその理由を説明していただきたいと思います。

○森本政府参考人 ちょっと法律的な点について御説明させていただきます。

今回提案させていただいております金商法の改正案によりますれば、商品先物取引法に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがあるものについては対象から除くといった趣旨の規定になつております。

○松下國務大臣 先ほど農林水産省の佐々木副大臣から答弁がありました。それ以上のことは私もここで答弁することはないんですけども、復唱はいたしませんが、一つは、特別な主食であるということと、今試験上場中であるということです。その動向、推移をしつかり見ていただきたいというお話をございました。そのことだと私も考えていました。

○佐々木(憲)委員 先ほどの森本総務企画局長の答弁でも、価格の安定の措置の有無、つまり、価格が安定するかがはつきりしない、それから、適切な価格形成の障害要因といふ問題もあると。要するに、基本的には、米を投機の対象にしてはならない、簡単に言いますと、そういう考え方だと思うんですよ。

そうしますと、こういうものを対象にして、投機マネーが米の先物取引に流入するという形になってしまふと、価格が乱高下して国民生活に非常に甚大な被害を与えるかねない、私はそう思ふんです。それならば、ほかの商品も似たようなものじゃないか。トウモロコシだってそうですね。ですから、私は、こういう大きな取引所をつくつて、それで商品先物と金融、これを一緒に取引の対象にしていく、そのこと自体が非常に問題があるというふうに考えるものであります。

日本銀行の昨年二月の金融市场レポートによりますと、コモディティー価格の大幅上昇は商品の需給とは関係ない、投機資金の流入により、個別の市場特性にかかわらず上昇した可能性がある、こういうふうに分析している。つまり、通常の商品取引、これとは関係なく、投機資金が流入することによって価格が暴騰する、そういう可能性があるということを、その前の実態を分析して結論を出しているわけですね。ですから、この日銀の分析は、私は大変重要な指摘をしていると思っております。

例えば、世銀も、商品に関する金融活動は、価格サイクルの長さや振幅を悪化させるという意味

○松下国務大臣 先ほど農林水産省の佐々木副大臣から答弁がありました。それ以上のこととは私もここで答弁することはないんですけれども、復唱はいたしませんが、一つは、特別な主食であるということと、今試験上場中であるということです。その動向、推移をしっかりと見ていただきたいというお話をございました。そのことだと私も考えていました。

○佐々木(憲)委員 先ほどの森本総務企画局長の答弁でも、価格の安定の措置の有無、つまり、価格が安定するかどうかがはつきりしない、それから、適切な価格形成の阻害要因という問題もあると。要するに、基本的には、米を投機の対象にしてはならない、簡単に言いますと、そういう考え方だと思いますと、こういうものを対象にして、投

で、価格の変動可能性を高め得るということも指摘しております。あるいは、アジア開銀にも同じような指摘があります。

ですから、今回の改正で、証券、金融、商品を一括で取り扱う総合的な取引所ができるということは、巨大な投機資金が動く、そういう土台をつくることになるわけでありますし、穀物価格の高騰を招く要因をつくることになってしまいます。仮にこれに米が入ってくると、これはもう大変な不安を広げることになるということで、我々は、基本的に、こういう規制緩和は国民にとってマイナスであるという判断をしております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○海江田委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

現在、米国の干ばつを機に投機マネーが穀物市場に流れ込み、大豆、トウモロコシ、小麦などの国際取引価格の暴騰を招いております。近年の商品市場の価格の乱高下が、途上国などで深刻な食料難を引き起こしてきました。

世銀をはじめ多くの国際機関が穀物価格高騰の要因に投機マネーの影響を指摘しているように、商品市場を投機マネーレースから引き離すことが世界の流れであります。本法案は、その流れに反するものであります。

なお、本法案の店頭デリバティブ規制の整備と課徴金制度見直しなど不公正取引規制のための改正は必要な措置であります。以上述べた点から、本改正案には全体として反対の態度といたします。

以上であります。

○海江田委員長　これにて討論は終局いたしました。

○海江田委員長　これより採決に入ります。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○海江田委員長　起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海江田委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕



を加える。

十一の二 第百七十二条の十一第一項に該当

第百七十八条中第二十七項を第二十八項とし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第百七十二条の十一第一項に規定する開示書類提出者等が同項に規定する虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽開示書類等に係る第一項第十一号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十五条の七第一項中「第一百七十二条の十一第一項の下に」、第一百七十二条の十二第一項「を加え、同条第二項中「第一百七十八条第一項第一号に掲げる事実」の下に」、同項第二号の二に掲げる事実を加え、同項の表第一百七十二条の二第一項に規定する発行者の項「第一百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項、第一百七十二条の十第一項に規定する発行者の項及び第一百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「又は帳簿書類」を「若しくは帳簿書類」に改め、「検査」の下に「又は第一百七十二条各号に掲げる处分」を加え、同項の次に次のように加える。

め  
る

「第二条第一項第十九号中「類似の取引」の下に  
「(金融商品)第二十四項第三号の二に掲げるも

化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭

を支払うことを相互に約する取引

与者	第一項に規定する特定閲与	第二号に掲げた場合を除く。)	第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第百七十七条各号に掲げる处分のいずれか
発行者	第一項(同項に規定する特定閲与の項の次に次のように加える。	第二号に掲げた者が同一に定める書類を提出した場合を除く。)	第二百七十二条の十二第一項の規定による額
第一項に規定する特定閲与行為が開始された日	第一項に規定する特定閲与	第一項の表第百七十二条の十二第一項又は前項(第一項第一項第十一号の二に掲げる事実があると認めることに限る。)	第二百七十二条の十二第一項の規定による額
第一項に規定する特定閲与	第一項に規定する特定閲与	第一項の表第百七十二条の十二第一項又は前項(第一項第一項第十一号の二に掲げる事実があると認めることに限る。)	第二百七十二条の十二第一項の規定による額

第百八十五条の七第十三項中「さかのぼり」を  
に規定する発行者の項の次に次のように加える

「第一百八十五条の八第一項中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十二号」に改める。  
第一項」に改める。

「、出頭せず」を、「陳述をせず、」の下に「若しくは」を加える。  
第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十条の五」を「第四十条の六」に、  
「第百五十三条の四」を「第百五十三条の五」に改

次の一号を加える。

品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。(以下同じ。)

号)」を削り、同条第十五項第一号中「前項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、同項第三号中「商品指數」の下に「であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたもの」を加える。

第一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

第二十九条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第二十八条第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加える。  
第三十三条の二第三号中「行うもの」の下に「及び商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

## (のみ行為の禁止)

第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等（商品関連市場デ

リバティップ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同

じ。)の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場等リバネイブ又一等とみなす。

商品関連市場で、ノック取引等をしないで、自分がその相手方となつて取引を成立さ

せではならない。

る。「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加え

第四十三条の二第一項第二号中「及び第七十  
九条の三、四、第七二条の二、及ぶ第七三

九条の四十九に改め、同条の次に次の二条を

第四十三条の二の二 金融商品取引業者等は、  
加える。

その行う商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号若しくは第三号こ

掲げる行為(以下この条、次条及び第七十九条の二十において「商品関連市場デリバティブ取引次ぎ等」という。)に係る取引又は第三十五条第一項に規定する業務のうち商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務として内閣府令で定めるものに係る取引(第七十九条の二十一及び第七十九条の四十九において「対象商品デリバティブ取引関連取引」と総称する。)に關し、第百十九条の規定により顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券その他の顧客から預託を受けた財産又は顧客の計算に属する金銭その他の財産については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

第四十三条の三第一項中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加える。

第二章の四の見出し中「有価証券」を「有価証券等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為に係る業務に関して、顧客の計算において自己が占有する商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。以下この項において同じ。)又は顧客から預託を受けた商品を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合は、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

第七十九条の二十第一項中「有価証券関連業」の下に「(以下この章において「商品デリバティブ取引関連業務」という。)を、「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバ

ティプ取引関連取引」を加え、同条第一項中「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「金融商品取引業」に「有価証券関連業」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

ティブ取引関連業務に限る。以下この章において同じ。」を加える。

第七十九条の二十八第一項第一号中「有価証券関連業」の下に「及び商品デリバティブ取引関連業務」を加え、「及び」を「並びに」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十九条の四十九の見出し中「範囲」を「範

六 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関して、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品)に関する発行された証券又は証書を含む。以下この号において同じ。又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品(第二号に掲げるもの、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券又は商品その他政令で定める有価証券又は商品を除く。)

第七十九条の二十第三項第二号中「金融商品取引業(第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に限る。以下この章において同じ。)」を「有価証券関連業」に、「次号」を「第五号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関して、一般顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭(第二号に規定する金銭)を除く。)

第七十九条の二十第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第百十九条の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産のうち内閣府令・財務省令で定めるもの(商品関連市場デリバティブ取引に関して預託を受けたものに限る。)第七十九条の二十一中「証券取引」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第七十九条の二十七第二項中「金融商品取引」の下に「(有価証券関連業又は商品デリバ

開等に改め、同条に次の五項を加える。  
2 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲を、第七十九条の二十第三項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる顧客資産(同号に掲げる顧客資産については、対象有価証券関連取引に関するものとして内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)のみに係る業務に限定する旨を定款で定めることができる。この場合において、当該基金又はその会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十六第一項、第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第一項の規定の適用については、第七十九条の二十六第一項中「金融商品取引業者」とあるのは「有価証券関連業を行う金融商品取引業者」と、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第一項第三号中「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「有価証券関連業を行わない旨の第三十一條第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)のみの会員となる場合」と、同条第五項第二号中「他の基金に会員として加入する手続をとつている」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)」

に会員として加入する手続をとつてゐる、と、又は既に他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのいづれもないものに限る。)の会員であることとする。

いること、又は既に他の基金(同項及び  
条第四項の規定による定款の定めのいずれ  
もないものに限る。)の会員であること」とす  
る。

に限る。)の会員であること」とする。

5 前項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて有価証券関連業を併せて行う者(第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者)は、口座開設時に、

定は、第二項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者又は第四項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて、第三十一一条第四項の変更登録を受けて商品デリバティブ取引関連業務又は有価証券関連業を行おうとする者(第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。)について準用する。この場合において、第七十九条の二十七第二項中「いすれか一の基金」とあるのは、「当該定款の定めがない他のいすれか一の基

第七十九条の五十三第一項第二号中「有価証券関連業を行わない旨の第三十二条第四項の変

に「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引  
更登録及び」を削り、同項第二号中「廃止」の下  
に「関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変  
更登録並びに」を加え、「すべて」を「全て」に改  
める。

第七十九条の六十一中「受けて、」を「受けて行  
う」に改め、「ための業務」の下に「として内閣府  
令・財務省令で定める業務」を加える。

第七十九条の六十三中「第七十九条の四十九  
各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に改  
める。

第七十九条の七十二中第七十九条の四十九第一号」を「第七十九条の四十九第一項第一号」

項中「他の基金の会員となる場合」とあるのと、「他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのいずれもないものに限る)のみの会員となる場合」と、同条第五項第一号中「他の基金に会員として加入する手続をとっていること」とあるのは、他の基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る)に会員として加入する手続をとつて

款の定めがないものに限る。)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第三項及び第四項の規定による定款の定めのいずれもないものに限る。)のみの会員となる場合と、同条第五項第二号中「他の基金に会員として加入する手続をとつてのこと」とあるのは「他の基金第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。」と会員として加入する手續をとつていること、又は既に他の基金(同項及び同条第四項の規定による定款の定めのいずれもないもの

員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのいずれもないものに限る。)のみの会員となる場合と、同条第五項第一号中「他の基金に会員として加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)に会員として加入する手続をとつてていること、又は既に他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのいずれもないものに限る。)の会員であること」とする。

に改める。  
第百二十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第九十五条中」の下に「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第二百五十二条に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。)」と、」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え

2 前項に定めるもののほか、会員金融商品取引所は、定款の定めるところにより、当該会員金融商品取引所の開設する取引所金融商品

市場において商品関連市場デリバティブ取引を行ふための取引資格を与えることがきる。この場合において、個人、第二十九条の四第一項第一号イ若しくは口に該当する又はその役員のうちに同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人については、取引資格を与えてはならない。

受けた事項のうち、商品関連市場デリバティ  
ブ取引に関する事項として内閣府令で定める  
ものについて、内閣府令で定めるところによ  
り、第一百九十四条の六の二に規定する商品市  
場所管大臣に通知するものとする。

第一百四十二条中第八項を第十項とし、第七項  
を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

る合併で、当該合併により株式会社金融商品取引所が設立される場合にあつては、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日に、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務（当該株式会社金融商品取引所がその行う業務に關し、行政官庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第一百五十一條中「その子会社」の下に、「商品取引参加者（第百十二条第二項又は第百三十三条第二項の規定により取引資格を与えられた者をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくは当該

五　自己のする買付け(商品にあつては市場デリバティブル取引(第二条第二十一項第二

号に掲げる取引に限る。)による買付けに限り、有価証券及び商品以外の金融商品につては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。)と同時期に、そして同項各二項、一項、七項、八項

は、それと同価格において他人から譲り受けた融商品を売り付けること(商品にあつては、市場デリバティブ取引(同条第二十一項第

一號に掲げる取引に限る。)により売り付けることに限り、有価証券及び商品以外の金

融商品にあつては同号又は同条第二十二項第一号に掲げる取引により売り付けることによる。)をあらかじめその者と通謀の上、当該買付をする。

第一百五十九条第一項第八号中「及び第五号」を  
「から第五号まで」に改める。

第一百六十一条に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣は、商品取引参加者が自己の計算において行う商品関連市場デリバティブ

取引を制限し、又はその行う過当な数量の取引を規制する。

引であつて取引所金融商品市場の秩序を害すると思わられるものを制限するため、公益又

は投資者保護のため必要かつ適当であると

認める事項を内閣府令で定めることができ  
る。

111

第二条第二十一項第二号を「有価証券又は商品の売付け(商品につては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)による売付けに限る。)、同項第二号に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号を「有価証券又は商品の買付け(商品につては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)による買付けに限る。)、同項第二号に改め、同条第六項中「有価証券を有しないで当該有価証券の売付け」を「有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け(商品につては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)による買付けに限る。)による買付けに限る。)、「同条第二十一項第二号」を「有価証券に」を「有価証券又は商品に」に改め、同条第七項中「係る有価証券」の下に「又は商品を加える。

証券の売付け」を「有価証券若しくは商品を有しないで当該有価証券若しくは商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)による売付けに限る。」に改め、「係る有価証券の下に「若しくは商品」を加え、「第二条第二十一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第九項中「所有している有価証券」及び「準ずる有価証券」の下に「若しくは商品」を加える。

第二百九十四条の六の二中「内閣総理大臣は」の下に「、金融商品取引業者等、取引所取引許可業者」を加え、「(商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。)」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第六十条の八第一項の規定による命令(第二百六十二条第二項において準用する同条第一項の規定による内閣府令であつて商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反したことを理由とするものに限る。)

第一百九十四条の六の二に次の一号を加える。

七 第二百五十三条の五の規定による命令(商品取引参加者が第二百六十二条第三項の規定による内閣府令に違反したことを理由とするものに限る。)

第一百九十四条の六の二を第一百九十四条の六の三とし、第一百九十四条の六の次に第一条を加える。

(商品市場所管大臣への協議等)

その同意を得なければならぬ。ただし、第二号ハからホまで、第四号ロ又は第五号ロに掲げるものについては、公益又は投資者保護のためには急を要するときは、あらかじめ必要な措置の概要を、商品市場所管大臣に通知すれば足りる。

一 第八十一条第一項の規定による免許（商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対するものに限る。）

二 金融商品取引所に対する次のイからヘまでに掲げる处分

イ 第百二十七条第一項の規定による命令（商品又は金融指標（商品の価格又はこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものに限る。）

ロ 第百四十九条第一項の規定による業務規程の変更の認可（第百十七条第一項第五号（商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）若しくは第八号（商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに係るものに限る。）に掲げる事項又は同条第二項に規定する細則に関する事項に係るものに限る。）

ハ 第百五十二条第一項第一号の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に關し、定款その他の規則に定める必要な措置（取引証拠金に関する事項その他政令で定める事項に係るものに限る。）を命ずるものに限る。）

二 第百五十二条第一項第二号の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）

ホ 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令その他政令で定めるものに限る。）

ヘ 第百五十六条の十九第一項の規定によ

る承認（商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受け業を行おうと

第百九十七条の二第十三号を次のように改め  
る。

業を行ふ者（第六十一条）  
条）

〔第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可〕  
〔第五款 外国において投資助言業務又は投資運用  
〔第六款 青報又集めのたよりを以ての営業〕(第六十二条)

第六十条の十四

三 第百五十六条の二の規定による免許(商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受け業を行おうとする者にに対するものに限る)を受ける。

六条第一項若しくは第三項若しくは第一百六  
十七条第一項若しくは第三項の規定に違反

一条)に改める。

四 金融商品取引清算機関(商品取引債務引受業等を行うものを除く。)に対する次のイ

イ 第百五十六条の十二の規定による業務

方法書の変更の認可(第一百五十六条の七)  
第二項第四号に掲げる事項のうち商品関

連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係るものに限る。)

口 第百五十六条の十六の規定による命令  
（商品開発方易ガリバニイグ取引ニ係る）

（商品関連市場テリノテ）取引は保る  
取引証拠金に関する事項についての業務

五 金融商品取引清算機関（商品取引債務引方法書の変更命令に限る。）

受業等を行うものに限る。)に対する次のイ及ゞ口こ喝ざる処分

及び口にいれる处分  
イ 第百五十六条の十二の規定による業務

方法書の変更の認可(商品関連市場ディバティブ取引に関する事項に係るものに

口 第百五十六条の十六の規定による命令  
限る。)

(商品関連市場デリバティブ取引に係る  
取引規制に関する事項についての義務等)

取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。)

第一百九十七条第一項第五号中「違反した者」の  
に「(当該違反が商品関連市場デリバティブ取

のみに係るものである場合を除く。)」を加え、

連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。」を加える。

目次中「第四十条の六」を「第四十条の七」に、

「第四款 外国において投資助言業務又は投資運用情報収集のための施設の設置(第六十二

THE JOURNAL OF CLIMATE

いものは、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、第二十九条及び第五十一条の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を業として行うこと(次項において「電子店頭デリバティブ取引等業務」という。)ができる。

第十条の八第一項の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。  
第一百九十条第一項中「第六十条の十二第三項」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)及び第六十条の十四第二項」を加える。

一項」を、「第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号中「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四条第一項」に改め、同条第三号の二中「第六十条の十三」の下に「(第六十条の十四条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改める。

第一百九十八条の五中「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭ディレバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条の八第一項」の

の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第六十条の六」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百八条中「若しくは取引所取引許可業者を、取引所取引許可業者若しくは電子店頭デリバティブ取引等許可業者」に改め、同条第五号中「第四項、第六十条の八第一項」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十条の七第二项(第六十条の十四第二项において準用する場合を含む。)の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。

第二百九条第七号中「第六十条の四第二項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(商品先物取引法の一部改正)  
**第四条** 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二二

百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中〔昭和二十三年法律  
条第十七項に規定する取引所金融商品市場をい  
う。以下同じ。〕に改める。

第二十五号)」を削る。

第三条の二第一項ただし書中（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）を削る。

### 第三百五十四条の二の見出しを「(内閣総理大

臣との関係)」に改め、同条に次の一項を加え

る。三号二三は、金魚用品又一二三五二三六八種

2  
主務大臣は、金融商品取引法第一條第八項  
第一号に規定する商品関連市場デリバティブ

第一号に規定する商品関連市場における取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ

取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪

影響を防止するため必要があると認めるとき

卷之三





び財務大臣に通知しなければならない。

- 二　特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十三条第三項の規定による届出を受けたとき。

三　特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十六条第五項の規定により役員の選任又は解任の認可をしたとき。

四　特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十九条の規定により仮理事又は仮監事を選任したとき。

五　特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百三十三条第二項の規定による報告を受けたとき。

六　特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百三十三条第三項の規定による通知をしたとき。

七　特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百八十八条第二項に規定する適格性の認定を行ったとき。

八　特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百一十七条の規定による予算及び資金計画の提出を受けたとき。

九　特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百一十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表等の承認をしたとき。

十　特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百二十二条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査を行つたとき。

十一　前項各号に掲げる処分を行つたとき。

内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を農林水産大臣及び経済産業大臣に通知しなければならない。

一 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十三第三項の規定による報告を

- 二 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十三第三項の規定による報告を受けたとき。

三 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十九第二項に規定する適格性の認定を行ったとき。

内閣総理大臣及び財務大臣は、必要があると認めるときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に対し、次に掲げる事項を行うことを求めることができる。

一 特定委託者保護基金の特定業務に関する必要な資料の提出及び説明

二 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査

三 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十三条の規定による命令

四 第八項の規定による第一項の認可の取消し

五 特定業務を行おうとする委託者保護基金は、施行日前においても、特定業務を行うための定款及び業務規程の変更、第一項の認可の申請、特定会員となるうとする者による同項の申出の受理その他特定業務を行うために必要な行為をすることができる。

(金融庁長官への権限の委任)

五条 内閣総理大臣は、前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の一部改正)

六条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」と改める。

(昭和十八年法律第四十三号)第二条の二

- 一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第二項  
二百号)第十二条の三第二項

四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十二条の九、第五十五条の七及び第五十九条の五

五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十二条)第十二条の七の五第二項

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条)第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五

七 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条

八 条次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」、「第四十条の七」に改める。

九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等

第一条の二

一 農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五

一 消費生活協同組合法第十二条の三第二項

一 水産業協同組合法第十二条の九、第五十五条の七及び第五十九条の五

五 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項

六 農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の五

七 株式会社商工組合中央金庫法第二十九条

八 協同組合による金融事業に関する法律等の二  
のみ行為の禁止を加える。  
改正)

九 協同組合による金融事業に関する法律(昭

条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」、「第四十条の六」に改め、「告知義務」の下に  
協同組合による金融事業に関する法律等の二  
のみ行為の禁止を加える。

和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の二

- 二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九号)第六条の五の二  
八号(第八十九条の二)  
三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第十九条の二  
五 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十九号)第十七条の二  
七号(第九十四条の二)  
四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四  
三号(第五十二条の二の五)第十九条の二  
六 保険業法(平成七年法律第二百五号)第三百条の二  
七 信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第二十四条の二  
九条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改め、「のみ行為の禁止」の下に「、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を加える。  
一 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二  
二 信用金庫法第八十九条の二  
三 長期信用銀行法第十七条の二  
四 労働金庫法第九十四条の二  
五 銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二  
六 保険業法第三百条の二  
七 信託業法第二十四条の二  
(登録免許税法の一部改正)  
八号(第十一条の二)  
六 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
一 别表第一第四十一号中「若しくは取引所取引業務」を「取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務」に改め、同号(+)を同号(+)とし、同号(+)から(+)まで(+)とし、同号(+)から(+)まで(+)とし、同号(+)の次に次のように加える。

リバティップ取引等業務の許可)の電子店頭デリバティ  
ブ取引等業務の許可

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「若しくは第六十条第一項」を、「第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項に改め、「第六十条の五第一項」の下に「(同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一  
部改正)

第十二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「約する取引」の下に「(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項に規定する市場デリバ  
ティップ取引(同項第三号(イ)に係る部分に限る。  
に掲げるものに限る。)を除く。)」を加える。

第六条第二項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五条号)」を削る。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律  
の一部改正)

第十三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「対象有価証券関連取引をい  
う。」の下に「又は対象商品デリバティップ取引関  
連取引(同法第四十三条の二の二に規定する対  
象商品デリバティップ取引関連取引をいう。)」を  
加える。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために  
の社債等の振替に関する法律等の一部を改正す  
る法律の一部改正)

第十四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図  
るためにの社債等の振替に関する法律等の一部を  
改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一  
部を

第十九条 附則第三十五条第一項中「第七十九条の四十  
九各号」を「第七十九条の四十九第一項各号」に  
改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)  
第十五条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十  
九年法律第八十五号)の一部を次のように改正  
する。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七  
条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十  
三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三  
条の七、第五十八条、第六十六条及び第二百一  
条第二項各号の項中「及び第二百二条第二項各  
号」を「並びに第二百二条第二項第一号及び第二  
号」に改める。

第十六条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を  
次のように改正する。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七  
条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十  
三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三  
条の七、第五十八条、第六十六条及び第二百一  
条第二項第一号及び第二号の項中「第五十八  
条」の下に「、第六十条の十四第一項」を加える。

理由

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が  
国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引  
の公正性及び透明性の確保を図るため、一定の商  
品を金融商品として他の多様な金融商品とともに  
取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向  
けた制度の整備を行うとともに、一定の店頭デリ  
バティップ取引についての電子情報処理組織の利用  
の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー  
取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置  
を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出  
する理由である。

に、この法律による改正後の規定の実施状況に  
ついて検討を加え、必要があると認めるとき  
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも  
のとする。